

適格請求書発行事業者の登録申請書 (国外事業者用)、次葉1及び次葉2の記載要領等

1 提出すべき場合

この申請書は、国内において課税資産の譲渡等を行い、又は行おうとする事業者であって、適格請求書の交付をしようとする国外事業者が、税務署長の登録を受けようとする場合に、届出者の納税地を所轄する税務署長に提出します(法57の2②)。

(注) 1 令和5年10月1日から令和12年9月29日までの間に提出する場合に、この申請書を使用します。

2 この申請書を提出するときは、次葉1及び次葉2を併せて提出してください。

3 登録を受けることができる事業者は、課税事業者に限ります。ただし、所得税法等の一部を改正する法律(平成28年法律第15号)附則(以下「附則」といいます。)第44条第4項の規定の適用を受けようとする場合は、申請時に免税事業者であっても登録を受けることができます。

4 特定国外事業者が法第57条の2第6項第2号ホ又はヘの規定により、税務署長から登録を取り消された場合は、その取り消された日から1年間は、当該特定国外事業者の登録を拒否されることがあります。

5 登録を受けた日の属する課税期間の翌課税期間以後の課税期間においては、基準期間における課税売上高が1,000万円以下となった場合であっても、納税義務の免除の規定の適用はありません(法9①)。

6 附則第44条第4項の規定の適用を受ける場合は、登録を受けた日から納税義務の免除の規定の適用はありません(登録を受けた日の属する課税期間の初日から登録を受けた日の前日までは免税事業者ですが、登録を受けた日から課税事業者となるため、登録を受けた日以降の取引について、消費税の申告が必要となります)。

7 適格請求書発行事業者の登録は、適格請求書発行事業者登録簿への登載により行われます。適格請求書発行事業者登録簿に登載された事項に変更があった場合は、「適格請求書発行事業者登録簿の登載事項変更届出書」を提出する必要があります(法57の2⑧)。

※ 法人が名称並びに本店又は主たる事務所の所在地を変更したことにより、その旨を記載した異動届出書を提出した場合には、この届出書の提出は不要です。

8 適格請求書発行事業者が登録の取消しを求めるときは、「適格請求書発行事業者の登録の取消しを求める旨の届出書」を提出する必要があります(法57の2⑩一)。

9 令和5年9月1日において登録国外事業者であり、「登録国外事業者の登録の取消しを求める旨の届出書」を提出していない事業者は、令和5年10月1日に登録を受けたものとみなされていますので、この申請書の提出は必要ありません(附則45①)。

2 提出時期等

この申請による登録の効力は、税務署長が登録をした日から生じます。

免税事業者が、附則第44条第4項の規定の適用により、令和5年10月2日以後の日に登録を受ける場合、登録希望日(提出日から15日以降の登録を受ける日として事業者が希望する日)を記載し、その登録希望日から登録を受けることとされています。

また、免税事業者が、納税義務の免除の規定の適用を受けないこととなる課税期間の初日(令和5年10月2日以後開始する課税期間に限ります。)から登録を受けようとする場合は、当該課税期間の初日から起算して15日前の日までにこの申請書を提出する必要があります(法57の2②、令70の2①)。

適格請求書発行事業者の登録には、一定の審査期間を要しますので、申請書は余裕を持って提出してください。

(注) 税務署長による登録が完了した日が登録希望日後となった場合であっても、登録希望日に登録を受けたものとみなされます(消費税法施行令等の一部を改正する政令(平成30年政令第135号)附則15③)。

3 記載要領

(1) 「(個人事業者の場合) 国外にある住所又は居所(法人の場合) 国外にある本店又は主たる事務所の所在地」欄は、「日本語(カナ)表記」及び「英語表記」をそれぞれ記載します。「英語表記」は、英語(ローマ字)で記載してください。

(2) 「納税地」欄は、次により記載します。

イ 非居住者である個人事業者の場合

(イ) 国内において行う事業に係る事務所、事業所その他これらに準ずるものを有する場合は、その事務所等の所在地

- (ロ) (イ)以外の個人事業者で、その納税地とされていた住所又は居所にその個人事業者の親族等が引き続き、又は個人事業者に代わって居住している場合は、その納税地とされていた場所
- (ハ) (イ)及び(ロ)以外の個人事業者で、不動産の貸付け等の対価（船舶又は航空機の貸付けによるものを除きます。）を受ける個人事業者の場合は、その貸付け等をしている資産のうち主たる資産の所在地
- (ニ) (イ)から(ハ)により納税地を定められていた個人事業者がこれらのいずれにも該当しないこととなった場合は、直前において納税地であった場所
- (ホ) (イ)から(ニ)のいずれにも該当しない場合は、消費税に関する申告、届出その他の行為をする場所として選択した場所
- (ヘ) (イ)から(ホ)のいずれにも該当しない場合は、麴町税務署の管轄区域の場所

ロ 外国法人の場合

- (イ) 国内に事務所、事業所その他これらに準ずるものを有する場合は、その事務所等の所在地
- (ロ) (イ)以外の法人で不動産の貸付け等の対価（船舶又は航空機の貸付けによるものを除きます。）を受ける法人の場合は、その貸付け等をしている資産のうち主たる資産の所在地
- (ハ) (イ)及び(ロ)により納税地を定められていた外国法人がこれらのいずれにも該当しないこととなった場合にあっては、直前において納税地であった場所
- (ニ) (イ)から(ハ)のいずれにも該当しない場合は、消費税に関する申告、届出その他の行為をする場所として選択した場所
- (ホ) (イ)から(ニ)のいずれにも該当しない場合は、麴町税務署の管轄区域の場所

(3) 「氏名又は名称」欄は、「日本語(カナ)表記」、「英語表記」及び「本国語表記」をそれぞれ記載します。「英語表記」は、英語(ローマ字)で記載してください。

なお、常用漢字等での漢字表記が可能な国外事業者が、「日本語(カナ)表記」欄に常用漢字等を併記した場合は、当該常用漢字等についても国税庁ホームページで公表します。

- (4) 「【法人】」の「代表者氏名」欄は、「日本語(カナ)表記」及び「英語表記」をそれぞれ記載します。「英語表記」は、英語(ローマ字)で記載してください。
- (5) 「特定国外事業者区分」欄は、申請者が国内において行う資産の譲渡等に係る事務所、事業所その他これらに準ずるものを国内に有しない国外事業者(法57の2⑤一)に該当する場合は数字の1を、該当しない場合は2を記載します。また、該当する場合は次葉1「特定国外事業者」欄を、該当しない場合は次葉1「特定国外事業者以外の国外事業者」欄を、それぞれ記載します。
- (6) 「事業者区分」欄は、この申請書を提出する時点において、該当する事業者の区分に応じて数字の1、2又は3を記載します。

免税事業者に該当する場合は、次葉1「免税事業者の確認」欄を記載してください。

(7) 次葉1「免税事業者の確認」欄は、次のイ又はロに掲げる場合に該当するとき、それぞれに掲げる事項に留意して記載してください。

イ 免税事業者である課税期間中に登録を受けようとする事業者(令和5年10月1日から令和11年9月30日までの日の属する課税期間中に登録を受け、附則第44条第4項の規定の適用を受けようとする事業者)に該当する場合は、「a」欄に数字の1を記載し、その他の欄を次のとおり記載します。

(イ) 「個人番号」欄は、個人番号を有する場合、個人番号を記載します(法人は不要です。また、本人確認書類^(※)の提示又は写しの添付が必要です。)。この申請書の控えを保管する場合は、その控えには個人番号を記載しないなど、個人番号の取扱いには十分にご注意ください。

(※)本人確認書類

区分	本人確認書類
マイナンバーカードをお持ちの方	マイナンバーカード
マイナンバーカードをお持ちでない方	番号確認書類(通知カード ^(注) など) + 身元確認書類(運転免許証など)

(注) 「通知カード」は令和2年5月25日に廃止されていますが、通知カードに記載された氏名、住所などが住民票に記載されている内容と一致している場合に限り、引き続き番号確認書類として利用できます。

- (ロ) 「生年月日 設立年月日」欄は、個人事業者は生年月日を、法人は設立年月日を記載します。
- (ハ) 「事業年度」欄は、法人の事業年度を記載します(個人事業者は記載不要です。)。なお、設立1期目で事業年度が変則的なものとなる場合などは、通常時の事業年度を記載します。
- (ニ) 「資本金」欄は、資本金の額又は出資の金額を記載します(個人事業者は記載不要です。)
- (ホ) 「登録希望日」欄は、提出日から15日後以降の登録を受ける日として希望する日を記載してください。

ただし、令和5年10月1日から令和11年9月30日までの日の属する課税期間内の日に限ります。

ロ 「消費税課税事業者届出書」又は「消費税課税事業者選択届出書」を提出し、納税義務の免除の規定の適用を受けないこととなる課税期間の初日から登録を受けようとする事業者該当し、申請日が翌

課税期間の初日から起算して15日前の日までの場合は、「b」欄に数字の1を記載し、「消費税課税事業者届出書」又は「消費税課税事業者選択届出書」の「適用開始課税期間(自)」欄に記載した年月日を「翌課税期間の初日」欄に記載します。

ただし、当該課税期間の初日が令和5年10月2日から令和11年9月30日までの日の場合に限り、

なお、この場合の「消費税課税事業者届出書」又は「消費税課税事業者選択届出書」は、この申請書の提出前又は提出と同時に提出してください。

(8) 次葉1「特定国外事業者以外の国外事業者」欄は、特定国外事業者以外の国外事業者に該当する場合には、国内において行う資産の譲渡等に係る事務所、事業所その他これらに準ずるものの所在地及び電話番号、郵便番号を記載します。

(9) 次葉1「特定国外事業者」欄は、特定国外事業者に該当する場合に、次により記載します。

イ 「税務代理人の事務所の所在地」欄は、税務代理人の事務所の所在地を記載します。

ロ 「税務代理人の氏名等」欄は、税務代理人の氏名、名称又は事務所の名称を記載します(税務代理人が法人の場合は、その法人名及び代表者の氏名を記載します。)

(10) 次葉1「添付する資料等」欄は、記載の資料をこの申請書に添付する場合は数字の1を、しない場合は数字の2を記載します。

「氏名又は名称、国外の住所等及び事業内容が確認できる資料」は、当該事項が確認できる箇所を添付してください。日本語以外で表記されている場合は、事業内容が記載されている部分について、和訳したものの添付をお願いします。

また、特定国外事業者に該当する場合は、税務代理権限証書の添付が必要です。

(11) 次葉2「登録要件の確認」欄は、この登録を受けるに当たり必要な要件を記載しています。申請書の欄に従い該当する数字等を記載してください。

(12) 次葉2「相続による事業承継の確認」欄は、事業を承継した相続人(適格請求書発行事業者を除きます。以下同じです。)が、法第57条の3第3項の適用を受けようとする場合に記載します。同項の規定により、①相続があった日の翌日からその相続人が適格請求書発行事業者の登録を受けた日の前日、②相続に係る適格請求書発行事業者が死亡した日の翌日から4月を経過する日、③死亡した適格請求書発行事業者が適格請求書発行事業者の登録の取消しを求める旨の届出書を提出していた場合、その登録が失効する日の前日のいずれか早い日までの期間(以下「みなし登録期間」といいます。)について、その死亡した適格請求書発行事業者の登録番号が相続人の登録番号とみなされますが、みなし登録期間の末日の翌日以後は、被相続人の登録番号は失効します。

みなし登録期間後においても適格請求書を交付しようとするときは、新たに登録申請書を提出する必要があります(法57の3③)。

(13) 次葉2「参考事項」欄は、その他参考となる事項等がある場合に記載します。

4 公表事項について

(1) 申請書に記載した次の事項は、国税庁ホームページで公表されます。

なお、常用漢字等を使用して公表しますので、この申請書に記載した文字と公表される文字とが異なる場合があります。

イ 申請者の氏名又は名称(日本語(カナ)表記及び英語表記)

ロ 法人(人格のない社団等を除きます。)にあっては、国外にある本店又は主たる事務所の所在地(英語表記)

ハ 特定国外事業者以外の国外事業者にあっては、国内において行う資産の譲渡等に係る事務所、事業所その他これらに準ずるものの所在地

(2) 申請書に記載した事項以外で、次の事項については申請者からの申出により公表ができます。公表を希望する場合は、この申請書以外に「適格請求書発行事業者の公表事項の公表(変更)申出書」を提出してください。

事業者区分	公表を希望する事項
個人事業者	<ul style="list-style-type: none"> 主たる屋号 主たる事務所の所在地等 通称(住民票に併記されている通称に限ります。)(※) 旧姓(旧氏)氏名(原則、住民票に併記されている旧姓(旧氏)に限ります。)(※)
人格のない社団等	<ul style="list-style-type: none"> 本店又は主たる事務所の所在地

(※) 通称又は旧姓(旧氏)氏名は、氏名として公表するか氏名と併記して公表するかを選択できます。通称又は旧姓(旧氏)氏名の公表を希望する場合は、以下の添付書類が必要です。ただし、e-Taxにより提出する場合は、添付を省略することができます。

通称：住民票の写し

旧姓（旧氏）氏名：住民票の写し又は（旧姓（旧氏）氏名が併記された）マイナンバーカードの写し

また、旧姓（旧氏）氏名の公表を希望する方は、下記5(3)もご確認ください。

5 留意事項

(1) 通知される登録番号は、次のとおりです。

イ 登録時に法人番号を有する法人

法人番号及びその前に付されたローマ字のTにより構成されるもの

ロ イ以外の課税事業者

13桁の数字（法人番号と重複しないものとし、当該課税事業者の個人番号と重複しないもの）及びその前に付されたローマ字のTにより構成されるもの

(2) 免税事業者が、令和5年10月1日から令和11年9月30日までの日の属する課税期間中に登録を受ける場合は、登録希望日から登録を受けることができる経過措置が設けられており、この経過措置により登録申請を行う場合には、「消費税課税事業者選択届出書」の提出は不要です。この場合、登録を受けた日以後2年を経過する日の属する課税期間の末日までは、免税事業者となることはできない（登録を受けた日が令和5年10月1日の属する課税期間である場合を除きます。）ため、「適格請求書発行事業者の登録の取消しを求める旨の届出書」を提出し、登録の効力が失われても、基準期間における課税売上高に関わらず課税事業者として消費税の申告が必要です（附則44⑤）。

(3) 住民基本台帳法令の規定により、やむを得ず住民票に旧姓（旧氏）を併記できない場合には、「適格請求書発行事業者の公表事項の公表（変更）申出書」に戸籍謄本を添付して提出することにより、氏名に代えて旧姓（旧氏）を公表することができます。詳しくは、適格請求書発行事業者公表サイトの「よくある質問2-5」をご確認ください。



6 その他

インボイス制度特設サイトでは、インボイス制度の概要、ポイントを解説した動画、各種リーフレット等やQ&Aなどの情報を掲載しています。

